



新年おめでとうございます。

暮らしを守る役割を果たすために、力を尽くしてまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

## 自然災害の大規模化に即した対策を

### 【12月議会一般質問】

昨年10月の大型台風26号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。佐倉市内では幸い人身被害はありませんでしたが、臼井地域で調整池の法面が崩壊しフェンスが倒壊した件は、再三の住民要望に市の対応が遅れていたことが指摘されます。

洪水対策として、市長は適正な印旛沼の水位調整を酒々井町長とともに水資源機構と県に申し入れましたが、高崎川の増水対

策では、南公園（SL公園）前の排水ポンプが作動せず、被害を拡大させました。水位計が壊れたことが原因で、保守点検の委託先から技術者が修理に到着するまで4時間もかかりました。地元業者への委託を検討すべきです。

また、契約の仕様書には「台風等の自然災害に備えて必要人数を待機させること、緊急出動の体制を整えておくこと」と書かれていますが、これが履行されていませんでした。ポンプの増設を含め、今後の改善を求めました。

## 4月から施設使用料・利用料便乗値上げ

コミュニティセンターをはじめ、市の施設使用料および利用料に消費税3%分を加算するための条例改正が提案されました。

### 料金値上げの根拠なし

＝便乗値上げに共産党は反対

消費税法第60条によれば、公共施設の使用料・利用料等は消費税納入の義務を負っておらず、市は使用料・利用料に係る消費税は納めていないのです。

したがって、3%の増税分を加算する根拠はなく、日本共産党は反対しましたが、他のすべての議員の賛成により、今年4月から消費税が増税されると同時に料金が値上げされることになります。

### 値上げの影響を受ける 施設はこんなに……

コミュニティセンター・ふれあいセンター・地域福祉センター・市民体育館・自転車駐輪場・野球場・テニスコート・美術館・音楽ホール・草笛の丘等々……多岐にわたります。

♪ 市民が文化・スポーツに親しむために、根拠のない値上げは止めて、施設利用を促進するべきではないでしょうか。

### 【粗大ゴミの出し方が改善されます】

4ページをご覧ください。



# 佐倉の米作りは大丈夫？

## 国が農業政策大転換

政府は減反政策を転換し、コメの生産調整をしない方針を決めました。TPPによって海外から安いコメが入ってきても太刀打ちできるように、自由競争を促して農地の大規模化を図るのが政府の目的です。

しかし、佐倉では30畝を超える規模の農事組合法人が現在1件だけ、その他の大規模に生産している12件の耕作面積を合計しても106畝です。アメリカは100倍、オーストラリアは1000倍の広大な農地で生産しています。同じ条件で競争することは不可能です。

佐倉市では8～9割が小規模農家で、コメ農家は「これ以上米価が下落したらもうコメは作れない」と悲鳴を上げています。農地を守るためには、農地バンクなどに土地を預ける方法が考えられますが、収益性の悪い土地は借り手がなく、今以上に耕作放棄地が増えることは目に見えています。

農産物直売所かしま



『6次産業化』って何？  
▼農業生産だけでなく加工により付加価値をつけ、流通・販売に取り組む経営の多角化で、1次、2次、3次産業を一体化させるのが6次産業化です。  
▼佐倉市の6次産業化事業第1号は、ふるさと広場前にできた農業法人運営の「かしま」で、市は独自の補助金142万4千円を支出しています。

## ＝ 佐倉の農業を守るには＝ 本格的な地産地消で

佐倉市は生産者と消費者が近接していて、地産地消を本格的に進める条件があります。農家は安心して生産でき、市民は安全で新鮮な農産物が食べられる、どちらにとっても望ましいことです。

増え続ける耕作放棄地を減らすために、国も市も『6次産業化』を奨励していますが、本来の農業生産＝1次産業を守る対策が大事です。政府は攻めの農業で所得の向上を目指すと言いますが、輸出できる農産物はどれだけあるでしょう。

蔵市長は農業を基幹産業と位置付けながら、農産物の販路を市外・県外に広げたいとしか答弁していません。

♪ 農家にも市民にも喜ばれる地産地消を大きく進める施策を求めました。

## 印旛沼周辺活性化7年を活かして！ 予算規模7億2千万円

平成26年度から30年度までの5年間の計画期間として、印旛沼周辺20地域を対象に取り組みます。

「農業が次代に引き継がれるよう、活力ある地域農業が実践される地域を目指す」ことが目的で、半分が国の補助金ですが、大きな予算を使うのですから、グリーンツーリズムなど観光中心の産業振興にかたよらず、農業振興に力を入れた施策とするよう求めました。

危険でコストの高い原発に  
電気(エネルギー)を依存できません



## 地域にある資源を安全なエネルギーに変えるまちづくりが必要です

### 佐倉市で利用できる地域資源は 太陽光・風力・小水力・家畜の糞尿等で

佐倉市はそれぞれの地域資源の特性を調査し、先進自治体の動向について情報収集を行っています。

地域の資源を地域の財産として活用するために以下のことを提案しました。

- 1 様々な経験や能力を持った市民の知恵を引き出す取り組みをする
- 2 農地を利用した市民発電所をバックアップし、農業支援とする
- 3 市民ファンドなどの仕組みづくりを支援する
- 4 再生可能エネルギー推進にあたる専任

職員を配置する

5 再生可能エネルギーの取り組みと地球温暖化防止を結びつけて推進する

農地を活用しながら太陽光発電を設置する農業支援については、「農林水産省から取り扱いについての文書が示されており、関係部署と情報収集に努める」との答えです。

❖ エネルギーの地産地消は農産物の地産地消と同様に、地域の資源を地域のものにする大切な仕事です。

市民から資金を集めるファンド方式を研究し、公共施設への積極的な太陽光発電設置を求めます。

### 入札の不調・不落が増加

## 学校耐震化への影響は？

市が発注する事業の入札に参加者がいない、または金額が折り合わないなどの理由で契約が成立しないケースが増えています。

今年度すでに17の事業（建築12件、土木3件他）が不調となり、平成27年度までの完了を予定している学校の耐震化が遅れることが心配されます。

公共事業の不調増加は全国的な傾向で、その原因として技術者不足、消費税増税前の駆け込み需要の激増が大きく、今後さらにオリンピックの影響も心配されます。

技術者が不足する原因として、全産業平均を26%も下回る賃金水準にある建設業に、若者が入ってこないことが指摘されて

います。

これを放置すれば若手への技術継承がされず、公共工事が円滑に進まない事態や品質に影響しかねないと、国交省は今年度、技能労働者の賃金＝設計労務単価を引き上げる対策を取りました。

### 賃金引き上げ分が末端まで届く対策を

市は引き上げられた単価分を元請け業者に払っていますが、下請けの労働者には支払われていません。元請け企業に対して、下請けへの支払いを担保する誓約書を提出させるよう求めました。

技術者確保の対策を活かすことが必要です。



## 粗大ゴミ (雑芥類) の出し方が改善されます

利用の な った 類

来年度から「金属類・小型家電」を集積所に出せるようになります。

今まで粗大ごみ扱いの雑芥類はわかりにくく、埋め立てゴミの袋に入れて出す市民が多かったため、改善されることになりました。

し

共産党は改善を求めてきた立場ですが、資源ごみ持ち去りの禁止、従わなかった場

合は20万円以下の罰金、さらに氏名の公表もありという罰則規定が提案されたことに反対しました。

市民を対象とする罰則規定です。現行犯を見つけるために、市内3000ヵ所以上の集積所をパトロールするつもりでしょうか。職員にそんなゆとりはないはずです。

もし、罰則規定が脅しだとすれば市民を愚弄するもので、せっかく収集方法が改善されるのに残念です。

## 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」を提出しました

多くの問題点が指摘され、国民の大多数がこの法案に反対、または慎重審議を求めているにもかかわらず、さくら会・公明党・みんなの党の反対で不採択となりました。

### 問題点① この法律をつくる必要はない

国家機密を保護するためには、国家公務員法や自衛隊法などで秘密保護法制ができており、新たな法律をつくる必要はありません。

軍事情報を共有するためにアメリカから要求され、これに応じるためのものです。

### 問題点② 秘密の範囲が広範で不明確

秘密に指定される事項は広く解釈できるようになっていて、国民の関心が高い原発やTPP、基地問題などの情報が対象とされかねません。

### 問題点③ 行政の判断で永久に秘密に

秘密秘密指定期間は5年とされていますが、何度でも更新することができます。

### 問題点④ 広い処罰の範囲

過失による漏洩も処罰され、未遂に終わった場合も処罰されます。

また共謀、教唆、煽動など実行していない段階でも処罰されます。

### 問題点⑤ プライバシー侵害の適正評価制度

特定秘密の取扱者について、交友関係・犯罪歴・精神疾患・飲酒の節度・経済状況などについて、本人だけでなく親族や同居人についても調査し評価することになります。

### 問題点⑥ 知る権利が侵される民主主義の侵害

行政判断で情報が秘密とされ、国民から隠されてしまえば、国民は政治・経済・社会などのあり方について正しい判断ができなくなってしまいます。

国民の知る権利が保障されなければ民主主義は正常に機能しません。



毎月第3土曜 午前10時  
場所／ひだまり  
(京成佐倉北口徒歩2分)

無料法律・生活相談会

1月18日  
2月15日

希望の方は  
はざわ陽子へお電話を  
043-485-8035



憲法第九七条  
この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

戦争準備につながるこの法案は公布されましたが、施行は今年秋以降です。

基本的人権と国民主権を定めた日本国憲法に反する法案を撤回させましょう。